



山形県国民健康保険に加入の皆さまへ

「マイナンバーカードのメリット」についてお知らせします。

国民健康保険制度のしくみって？

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、日ごろからお金(保険料)を出し合って医療費に充てる。互いに助け合う医療保険制度です。自治体の方や農業の方や職業の方は、職場の健康保険(健康保険組合など)、後援会・協会の健康保険(健康保険組合など)、地域の健康保険(健康保険組合など)があり、それぞれで加入している方がいます。

保険料(税)の決め方って？

所得割	その世帯の所得に応じた計算
均等割	その世帯の加入者数に応じた計算
平等割	一世帯当たりいくらかと計算

所得割	その世帯の所得に応じた計算
均等割	その世帯の加入者数に応じた計算
平等割	一世帯当たりいくらと計算

＊未就学児の場合は、均等割額の軽減が行われます。
 ＊所得の低い人は、世帯の所得に応じて保険料(税)(均等割・平等割)の軽減措置を受けられる場合があります。
 ＊後期高齢者医療制度の対象となる人(75歳以上)と世帯を一にする国民保険者の場合は、保険料(税)の負担が免除に増加し、必要となる軽減措置が受けられます。
 ＊例年より隔年などの事業年度の都合で繰越した場合は、保険料(税)の軽減を受けられる場合があります。
 ＊例年より隔年などの事業年度の都合で繰越した場合は、保険料(税)の軽減を受けられる場合があります。

保険料(税)の納め方って？

納める人は世帯主

いつから納めるの？

保険料(税)を納めるのは世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合も、保険料(税)を納入する義務は世帯主にあります。

国保料(税)は国保を運営するための大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。

保険料(税)を取りめるのは、国保の被保険者としての資格を得たときからです。届け出が遅れた場合は資格を得たときまで遡って納めます。

国保料(税)は国保を運営するための大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。

40歳未満の人の場合

介護保険の加入者ではありません

国民健康保険料(税)
医療分
高齢者支援金分
高齢者支援金分

40歳～64歳の人の場合

介護保険の第2号被保険者

国民健康保険料(税)
医療分
高齢者支援金分
介護分

65歳以上の人の場合

介護保険の第1号被保険者

国民健康保険料(税)
医療分
高齢者支援金分
介護分

世帯世内の置保加入者(全国65歳以上の場合は、原則として世帯主の生計から天引きされます。(特別徴収))

水世代の国保加入者が定員65歳以上の場合は、原則として世帯主の生金（天引き）が、（特別徴収）

40歳未満の人の場合
介護保険の加入者ではありません

国民健康保険料(税)
医療分
介護保険料

40歳～64歳の人の場合
介護保険の第2号被保険者

国民健康保険料(税)
医療分
高齢者支給金分
介護分

65歳以上の人の場合
介護保険の第1号被保険者

介護保険料
高齢者支給金分

The diagram illustrates the relationship between age and insurance types, divided into three horizontal sections:

- 40歳未満 (Under 40):**
 - 加入者の加入者ではありません (Not the insured person)
 - 国民健康保険料(税) (National Health Insurance Premium/Tax)
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (Nursing Insurance Premium)
 - 介護分 (Nursing Insurance Part)
- 40歳～64歳 (40-64):**
 - 介護保険の第2号被保険者 (Second-category insured person of nursing insurance)
 - 国民健康保険料(税) (National Health Insurance Premium/Tax)
 - 医療分 (Medical Part)
 - 高齢者年金分 (Old-age Pension Part)
 - 介護分 (Nursing Insurance Part)
- 65歳以上の人の場合 (In the case of people aged 65 and over):**
 - 加入者が生計上65歳以上の場合は、世帯内での関係 (If the insured person is 65 years old or older in terms of household, the relationship is within the household)
 - 介護保険料 (Nursing Insurance Premium)
 - 介護分 (Nursing Insurance Part)
 - 国民健康保険料(税) (National Health Insurance Premium/Tax)
 - 医療分 (Medical Part)
 - 高齢者年金分 (Old-age Pension Part)
 - 特別徴収 (Special Collection)

The diagram illustrates the relationship between age and insurance types, divided into three horizontal sections:

- 40歳未満 (Under 40):**
 - 加入者の加入者ではありません (Not the insured person)
 - 国民健康保険料(税) (National Health Insurance Premium/Tax)
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (Nursing Insurance Premium)
 - 介護分 (Nursing Insurance Part)
- 40歳～64歳 (40-64):**
 - 介護保険の第2号被保険者 (Second-category insured person of nursing insurance)
 - 国民健康保険料(税) (National Health Insurance Premium/Tax)
 - 医療分 (Medical Part)
 - 高齢者年金分 (Old-age Pension Part)
 - 介護分 (Nursing Insurance Part)
- 65歳以上の人の場合 (In the case of people aged 65 and over):**
 - 加入者が生計上65歳以上の場合は、世帯内での関係 (If the insured person is 65 years old or older in terms of household, the relationship is within the household)
 - 介護保険料 (Nursing Insurance Premium)
 - 介護分 (Nursing Insurance Part)
 - 国民健康保険料(税) (National Health Insurance Premium/Tax)
 - 医療分 (Medical Part)
 - 高齢者年金分 (Old-age Pension Part)
 - 特別徴収 (Special Collection)

The diagram illustrates the contribution amounts for different insurance types based on the insured person's age group. It is divided into two main sections: '介護保険の第1号被保険者' (First-class insured person of nursing insurance) and '介護保険の第2号被保険者' (Second-class insured person of nursing insurance).

介護保険の第1号被保険者 (First-class insured person of nursing insurance):

- 加入者が全員65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

介護保険の第2号被保険者 (Second-class insured person of nursing insurance):

- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

介護保険の加入者ではありません (Not a nursing insurance contributor):

- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

介護保険の加入者ではありません (Not a nursing insurance contributor):

- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

The diagram illustrates the contribution amounts for different insurance types based on the insured person's age group. It is divided into two main sections: '介護保険の第1号被保険者' (First-class insured person of nursing insurance) and '介護保険の第2号被保険者' (Second-class insured person of nursing insurance).

介護保険の第1号被保険者 (First-class insured person of nursing insurance):

- 加入者が全員65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

介護保険の第2号被保険者 (Second-class insured person of nursing insurance):

- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

介護保険の加入者ではありません (Not a nursing insurance contributor):

- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

介護保険の加入者ではありません (Not a nursing insurance contributor):

- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

The diagram illustrates the contribution amounts for different insurance types based on the insured person's age group. It is divided into two main sections: '介護保険の第1号被保険者' (First-class insured person of nursing insurance) and '介護保険の第2号被保険者' (Second-class insured person of nursing insurance).

介護保険の第1号被保険者 (First-class insured person of nursing insurance):

- 加入者が全員65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

介護保険の第2号被保険者 (Second-class insured person of nursing insurance):

- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

介護保険の加入者ではありません (Not a nursing insurance contributor):

- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

介護保険の加入者ではありません (Not a nursing insurance contributor):

- 加入者が全員の65歳未満の場合 (When all members are under 65 years old):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)
- 加入者が全員の65歳以上の場合 (When all members are 65 years old or older):
 - 国民健康保険料 (税) (National Health Insurance Premium (Tax))
 - 医療分 (Medical Part)
 - 介護保険料 (税) (Nursing Insurance Premium (Tax))
 - 医療者支援金分 (Medical Support Grant Part)
 - 介護分 (Nursing Part)

保険料(税)の納付は口座振替(普通徴収)が便利です！

口座振替にすれば、納め忘れの心配がなくなります。また、一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に更新されるので便利です。詳しくは国保担当窓口へお問い合わせください。

保険料(税)を滞納すると

保険料(税)を滞納すると、高額療養費の限度額適用認定が受けられなくなったり、医療機関等を受診した際に医療費をいったん全額自己負担することになります。

特別な事情により納付が困難なときは、申請により分割納付なども可能です。滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

保険料(税)を滞納すると、高額療養費の限度額適用認定が受けられなくなったり、医療機関等を受診した際に医療費をいったん全額自己負担することになります。

特別な事情により納付が困難なときは、申請により分割納付なども可能です。滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

医療機関等にかかるとき

医療機関等の窓口でマイナ保険証または資格者確認書を利用すれば、年齢などに応じた負担割合で医療を受けることができます。

※現在お持ちの健康保険証は記載の有効期限まで使用いただけます。

※現在お持ちの健康保険証は記載の有効期限まで使用いただけます。
医療機関等の窓口でマイナ保険証または資格確認書を利用すれば、年齢などに応じた負担割合で医療を受けることができます。

小学校入学前 2割 小学校入学後70歳未満 3割 70歳以上75歳未満 2割～3割^(※)

(※) 現役加み所得者の方は3割負担です。

いったん全額自己負担したとき

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、国保担当窓口へ申請し、審査決定すれば、自己負担を除いた分が払い戻されます。

やもを得ずマイナ保険証や資役確認証を
持たずに診療を受けたとき

骨折やねんざなどで国保を取っていない
柔道整復師の施術を受けたとき

はり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき
(医師の同意が必要)

医師が治療上必要と認めたコルセットなどの
補装具を購入したとき

手術などで輸血に用いた生血代が分かったとき
(医師が必要と認めた場合)

海外滞在中に診療を受けたとき
(治療目的の渡航は除く)

高額療養費について

70歳未満の人の場合															
医療機関の窓口で「介護報酬適用認定（所得区分ア～エの人は「介護報酬適用・標準負担額減額認定証（所得区分オの人の人）」を提示すれば、自己負担限度額発生までの支払いとなりま															
す。事前に国民健康基金窓口に申請してください。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">70歳未満の人は「国民健康基金の限度額</th></tr> <tr> <th>所得区分</th><th>自己負担限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 基礎控除後の所得 901万円超</td><td>252,600円*（総額減額＝842,000円）×1%（多数回該当 140,100円）</td></tr> <tr> <td>イ 基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下</td><td>167,400円*（総額減額＝558,000円）×1%（多数回該当 93,000円）</td></tr> <tr> <td>ウ 基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下</td><td>87,100円*（総額減額＝267,000円）×1%（多数回該当 44,400円）</td></tr> <tr> <td>エ 基礎控除後の所得 210万円以下</td><td>57,600円*（多数回該当＝24,600円）</td></tr> <tr> <td>オ 住民税非課税</td><td>35,400円*（多数回該当＝24,600円）</td></tr> </tbody> </table>		70歳未満の人は「国民健康基金の限度額		所得区分	自己負担限度額	ア 基礎控除後の所得 901万円超	252,600円*（総額減額＝842,000円）×1%（多数回該当 140,100円）	イ 基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円*（総額減額＝558,000円）×1%（多数回該当 93,000円）	ウ 基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	87,100円*（総額減額＝267,000円）×1%（多数回該当 44,400円）	エ 基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円*（多数回該当＝24,600円）	オ 住民税非課税	35,400円*（多数回該当＝24,600円）
70歳未満の人は「国民健康基金の限度額															
所得区分	自己負担限度額														
ア 基礎控除後の所得 901万円超	252,600円*（総額減額＝842,000円）×1%（多数回該当 140,100円）														
イ 基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円*（総額減額＝558,000円）×1%（多数回該当 93,000円）														
ウ 基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	87,100円*（総額減額＝267,000円）×1%（多数回該当 44,400円）														
エ 基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円*（多数回該当＝24,600円）														
オ 住民税非課税	35,400円*（多数回該当＝24,600円）														
＊1 月の余額金は、前年2月1日以上の介護報酬費を発生させた年度の10月以降の滞り残ります。 ＊2 70歳未満者の自己負担限度額が1万5千円以上8万円超額費を越える場合でも、1月の30日超過期間の0円に負担額は上りとは計算することが可能です。															

70歳未満の人は、これは国家世帯の限度額	
所収区分	自己負担限度額
イ 基礎控除後の所得 90万円以下	252,400円＋（総医療費－582,000円）×1％（多数回課金：140,100円）
イ 基礎控除後の所得 60万円以下	167,400円＋（総医療費－830,000円）×1％（多数回課金：93,000円）
ウ 基礎控除後の所得 210万円以下	80,100円（総医療費－267,000円）×1％（多数回課金：44,400円）
エ 基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円（多数回課金）
オ 住民税非課税世帯	35,400円（多数回課金：24,600円）

※1 年内金額が過去12月1日より3倍以上増加する等の疑いがある場合は、10月以降の期間です。
※2 1つの区画単位での自己負担(前外債費を含む)で自己負担割合を越えない場合でも、前月の区画単位での自己負担(2,000円以上)を合算することが可能です。

70歳～74歳の人の場合	
外来的場合は、一部負担金以外が外来的自己負担限度額を要するときは、超えた分が高額療養費としてあてられ支払われます。(入院の場合は、入院の自己負担限度額までの支払い)また、すべての外来・入院の一部負担金は世帯全体の対象となります。	
なお、医療機関の窓口で「医療費適用認定証」(現金込み所得者用)と「月次または年度医療費・年金生活費減価認定証」(住所者用)を持参した場合は、自己負担限度額まで、の実払いになります。市庁に申請後窓口へ持参していただく必要があります。	
70歳～74歳の人の負担額	
所得区分	自己負担限度額 外来(個人単位) 外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅰ(課税所得390万円以上)	252,600円+(総医療費－842,000円)×1％(多数回該当:140,100円)
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+総医療費－558,000円)×1％(多数回該当:93,000円)
現役並み所得者Ⅲ(課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費－267,000円)×1％(多数回該当:44,400円)
一般	18,000円(年間上限14,4万円) 57,600円(多数回該当:44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円 24,600円
低所得Ⅰ	15,000円

70歳～74歳の人の収入総額		所得区分		自己負担総額	
		外収(個人単位)	外収+入収(世帯単位)		
70歳～74歳の人の場合	外来的場合は、一部負担金が外来為自己負担限度額を超えたとき、超えた分が高額療養費として徴収される。				
	入院の自己負担制度とは、支払い、また、入院の自己負担制度までの支払い。				
	すべての外来的入院の一部負担金は、世帯計算の対象となります。				
	対象となる窓口で高額療養費返還(現世帯が所得1)と、および療養期間、療育医療期間等(現世帯1)を指示する(自己負担限度までの支払いとなりません。其前)				
	一般	18,000円(年額上限14,4万円)	57,600円(多数回該当:44,400円)		
	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円		
	低所得Ⅲ		15,000円		

に国保担当窓口に申請してください。

＊く)内の金額は過去12カ月に3回以上治療費の支給を受けた場合の4回目以降の限は額です。

＊月の金額は75歳未満の誕生日を迎えると、移行した月の自己負担限度額が、1/2となります。

⑤ 自己負担額の計算

① 暦月ごとの計算(月01日～末日まで) ② 同じ医療機関で2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算

③ 同じ医療機関でも医療と種別と種別と入院と外来とはそれぞれ別計算 ※70歳～74歳の人の外来はすべて医療機関の支払いを合算します。

④ 入院時の専任や差額ベッドなどの医療館用外の医療館外は対象外

- 自己負担額の計算
- ① 暦月ごとの計算(月の1日～末日まで) ② 2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算
- ③ 同じ医療機関でも医師と種別が異なる人はそれぞれ別計算 ※70歳～74歳の人の外来はすべて医療機関の支払いを合算します。
- ④ 入院時の食事代や差額ベッドなどの医療適用外の医療は対象外
- ⑤ 同じ医療機関でも医師と種別が異なる人はそれぞれ別計算

特定疾病で長期間高額な治療が必要な場合
医療費が高額になった世帯に
介護保険受給者がいる場合

口場にいる。川渡休隊又和官が、

[illegible]

国保あれこれ

入院したときの食事代

入院したときの食事代は、下記の標準負担額を自己負担します。

＜入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）＞

一般（下記以外の人）	510円（一部300円）
住民税非課税世帯 低所得者II	過去1年間で 入院が90日以内 240円 入院が91日以上 190円
低所得者I	110円

※住民税非課税世帯、低所得者・11月の入金は「標準負担額減額認定証」が必要となります。また、12月の入金は「標準負担額減額認定証」が「標準負担額減額認定証」が必要となります。(マイナ保険証の場合) また、91日以上の入院の場合は、改めて申請が必要です。(マイナ保険証の場合も必要)

※65歳以上の人が療養病床に入院したときは、食費1食当たり510円(一部医療機関では470円)・居住費1日当たり370円を自己負担します。所得や疾病などにより、負担額が異なります。

国保が使えない時

- ◆病気とみなされないもの 健康診断、予防注射、美容整形など
- ◆ほかの保険が使えるとき 仕事上の病気やけがなど
- ◆保険給付が制限されるとき 故意の事故、けんかや泥酔による病気やけがなど

多剤服用(ポリファーマシー)に注意しましょう

何種類もの薬を同時に服用し、副作用や薬害有罪象など「薬害」なすものを「ポリファーマシー」と呼ばれ、問題になっています。お薬手帳は1人1冊にまとめ、薬のことで不安や問題がある場合は、かかりつけ薬剤師に相談しましょう。

セルフメディケーションについて

セルフメディケーションとは、定期的に健診を受け軽度の体調不良には、自分自身で上手にOTC医薬品(市販薬)を使うなどして積極的に健康を管理することです。健康意識の高まりは医療費の節約にもつながります。

交通事故などにあったとき

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合でも、国保で医療機関にかかることができます。その際には必ず「国保窓口」に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなる場合があります。

示談の前に必ず国保にご相談ください。

**第三者行為
とは**

- 他人の飼犬に噛まれたとき
- 他人の落下物に当たったとき
- 飲食店などで食中毒にあったとき
- 傷害事件に巻き込まれたとき など

こんなときにも支給があります

子どもが生まれたとき(出産育児一時金)
 出産したとき支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば死
 産・流産でも支給されます。原則、国保から医療機関等に直接支払
 われます(直接支払制度)。
 ※直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児
 一時金の支給額に満たない場合は、申請が必要となります。

死亡したとき(葬祭費)

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に支給されます。

移送費がかかったとき(移送費)

医師の指示により、入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して必要と認めた場合に支給されます。

ご存じですか？リフィル処方箋

症状が安定している人に対して、医師が決めた期間・回数内(3回を上限)で、繰り返し使用できるように発行する処方箋のことです。従来の処方箋に比べて、同じ薬をもらうための受診回数を減らすことができます。

また、「薬剤師のサポートが必要」と医師が判断した場合に、長期処方された処方箋を最大3回に分割して調剤を行うことを分割調剤といいます。

さらに、患者の症状が安定している場合には、医師により処方日数の長期（28日以上）の処方を行うことができます。（長期処方）

天機變幻 藥石回生 ……

より適切な
医療サービス
が受けられる！

薬の重複や飲み合わせも
防げます！

メリット
その②

限度額を超えた
医療費も手続きなしで
支払い不要に！
一時的な負担や事前手続き
がなくなつて便利！

田畑生草

メリット
その①

マイナポータル上で
薬の情報や特定健診情報など、
いつでも確認できる！

**メリット
その③**

災害時にも安心

災害などの緊急時には、マイナ
ナンバーカードなくとも口頭の
同意だけで薬歴などの情報を
医師や薬剤師に共有できます。
万が一の時には適切な薬の処
方が受けられるので、安心です。

マイナポータルとは

**3ステップで
使えます！**

STEP1
自分のマイコンパー
ナーと登録した机
用着熱転写バスク
ード(4桁)を用
意。

STEP2
パソコンにリーダーイ
タもしくはバーコード
リーダーを用意。

STEP3
利用登録を行う。

大塚
田中
登録

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、
これまでどおりの医療を、あなたに。

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

また、今の持ちの保険証は、有効期限まで利用できます。

有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方
申請不要で資格確認書をお届けします。

申報工部局總辦處
英一千九百零二年
十一月二十二日

マイナ保険証での受診が困難な方
申請いただくことで資格確認書をお届けします。

